22. 自動車専用船荷役料金表

(平成12年11月1日届出・実施) (平成26年4月1日実施)

1. 適用条項

- (1) 本料金は、名古屋港の公共埠頭及び私設埠頭に於ける自動車専用船の特殊荷役に限り適用します。
- (2) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。
- (3) トン数は重量・容積いずれか大なる方によります。
- (4) 作業範囲は、接岸本船船側より本船内積込まで又は、本船船艙内より接岸本船船側へ取卸までとします。

2. 基本料金 (1トンにつき)

	作 業 別	基本料金	港湾福利分担金	港労法付加金	労働安定基金
自動車料金	ロールオン・ロールオフ	196円40銭	1円30銭	50 銭	1円15銭
	リフトオン・リフトオフ	263 円 70 銭			

3. 割増料金

- (1) 割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (2) 半夜荷役(16時30分から21時30分まで)は、基本料金の6割増とします。
- (3)後夜荷役(21時30分から08時30分まで)は、基本料金の13割増とします。
- (4) 日曜日及び祝祭日の荷役は、基本料金の10割増とします。
- (5) 雨天・雪天荷役は、基本料金の1割増とします。
- (6) 土曜日の荷役は、基本料金の6割増とします。

但し、土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。)における荷役について適用します。

4. その他の料金

- (1) 待機料金及び最低料金は、一般の港湾荷役料金(船内荷役料金)を適用します。
- (2) 荷繰作業料金(1トンにつき) 艙内の場合は基本料金と同額とし、岸壁使用の場合は基本料金の倍額とします。 この場合における割増等の諸料金は、前項3.の項目を適用します。

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

6. 個別に協議して定める料金

- (1) 天災により労務者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けることがあります。
- (2) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けることがあります。
- (3) 産業車輌(フォークリフト等)は、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。